

日医発第 2145 号（健Ⅱ）

令和 5 年 2 月 13 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

予防接種法令におけるスパイクバックス筋注（1 価：起源株）の削除に伴う関係通知について

今般、新型コロナワクチン「スパイクバックス筋注（1 価：起源株）」の国内における使用終了に伴い、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の予防接種法令関係通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本通知の概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について（令和 5 年 2 月 12 日施行）

- ・ 予防接種実施規則における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回（1・2 回目）接種、第一期追加（3 回目）接種、第二期追加（4 回目）接種の実施方法からスパイクバックス筋注（1 価：起源株）による方法を削る。

○「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について（令和 5 年 2 月 12 日適用）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回（1・2 回目）接種、第一期追加（3 回目）接種、第二期追加（4 回目）接種に使用するワクチンからスパイクバックス筋注（1 価：起源株）を削る。

健発 0210 第 3 号
令和 5 年 2 月 10 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 13 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 13 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の初回接種（以下「初回接種」という。）の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)（令和3年5月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 33 年法律 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）を 20 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- (2) 新型コロナ予防接種の第一期追加接種（以下「第一期追加接種」という。）の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)（令和3年5月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法
- (3) 新型コロナ予防接種の第二期追加接種の実施方法のうち、以下のものを削ることとする。
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)（令和3年5月 21 日に法第

14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を第一期追加接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、令和5年2月12日から施行するものとする。

事 務 連 絡
令和5年2月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年2月12日から適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0210第3号
令和 5 年 2 月 1 0 日

各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和5年2月 12 日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンから、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を削る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種において使用するワクチンから、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を削る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種において使用するワクチンから、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を削る。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 6 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン

（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に	12 歳以上の者
---	----------

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 6 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン

（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日に	12 歳以上の者
---	----------

〈改正後〉

〈現 行〉

ファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）		ファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	
(削る)	(削る)	<u>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）</u>	<u>12 歳以上の者</u>
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1 回目の接種時において 5 歳以上 12 歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1 回目の接種時において 5 歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 10 月 5 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	1 回目の接種時において生後 6 月以上 5 歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 10 月 5 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	1 回目の接種時において生後 6 月以上 5 歳未満の者
(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加		(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加	

〈改正後〉

〈現 行〉

接種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
（削る）	（削る）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和４年１月２１日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	５歳以上 12 歳未満の者

（３）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記１のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
--	---

接種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和３年５月２１日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）</u>	<u>12 歳以上の者</u>
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和４年１月２１日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	５歳以上 12 歳未満の者

（３）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
--	---

〈改正後〉

〈現 行〉

(削る)	(削る)	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</u>
(4) (略)		(4) (略)	

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受け	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

たもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1 回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
--	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

以上